

ブライダルコーディネーターテキスト エキスパート（第2版⇒第3版）の修正点

エキスパート	記載内容	修正点
14	(2) 必要な能力 ニーズを 汲み 取る	ニーズを 酌み 取る
4 16	目次 コーディネーター 業務	コーディネート 業務
17-21	第二章 コーディネーター 業務	第二章 コーディネート 業務
124	切手 82 円か 92 円	84 円か 94 円
166	禰 宜	禰 宜
238	3 婚姻の要件（第731条 婚姻適齢） 男は、18歳に、女は、 16歳にならなければ、婚姻をすることができない。	婚姻は、18歳 にならなければ、婚姻をすることができない。
239	第737条（未成年者の婚姻についての父母の同意）	第737条は削除
239	第740条（婚姻の届出の受理） 婚姻の届出は、その婚姻が第731条から第737条まで	第737条は削除のため、第736条まで
279	付 き 添 い 人	付添人
285	三献の儀の説明 三々九度 の盃 のこと。	三々九度のこと。 (盃を削除)
奥付	http://www.bia.or.jp	https: